

令和 7 年度豚熱経口ワクチン空中散布業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨・目的

本県における経口ワクチン空中散布は、県内への豚熱侵入前～侵入直後は、国のワクチンベルト構想に基づき、県南西部、北東部の国有林に、県内侵入防止並びに拡散防止を目的に実施（令和元年 12 月、2 年 4 月、3 年 3 月）したが、感染拡大防止には至らなかった。その後は、県内でのまん延防止を目的に県北部及び北東部の国有林への散布を継続して実施している。

経口ワクチンの地上散布については、農場周辺を中心に散布地点を増やし、養豚場での発生リスク低減を図っているが、県内での感染拡大を防止するため、地上散布が困難な場所においても、空中散布の強化によるイノシシへの効果的な免疫付与が必要である。

そこで、県内の豚熱の感染状況から、感染拡大防止に効果的な散布方法の選択をするとともに、本県の散布エリアの状況やイノシシの習性等を把握した上で、安全かつ確実に散布を遂行する必要があることから、公募型プロポーザル方式により業者を選定する。

2 業務の概要

(1) 業務名

豚熱経口ワクチン空中散布業務

(2) 業務内容

別紙「令和 7 年度豚熱経口ワクチン空中散布業務委託仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日から令和 8 (2026) 年 1 月 30 日まで

(4) 委託料限度額

32,560,607 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

(5) 担当所属及び書類提出先等

書類の提出先、質疑先及び受付時間は次のとおりとする。

- ・所属：栃木県農政部畜産振興課家畜防疫班（栃木県庁本館 13 階）
- ・住所：〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番地 20 号
- ・電話：028-623-2352／FAX：028-623-2353
- ・E-mail：kachikuboueki@pref.tochigi.lg.jp

※受付時間：土日・祝祭日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）

3 プロポーザルに参加するために必要な資格

次の要件を全て満たす民間企業、NPO 法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項にいう特定非営利活動法人）、その他法人又は法人以外の団体等で、県からの委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するものとする。

なお、各要件に対する事項について、プロポーザル参加資格確認資料（別記様式 1）

を作成し、提出すること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
この場合において、同条中「普通地方公共団体」とあるのは「栃木県豚熱感染拡大防止対策協議会」と読み替えるものとする。
- (2) 競争入札参加資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、入札参加資格を有する者であること。
- (3) 栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付会計第129号)に基づく指名停止又は指名保留期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第2条第1号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。
- (6) 以下のいずれかの実績を有すること。
 - ア 地方公共団体等が発注した類似業務の受注実績があり、確実に履行できる者であること。
 - イ 豚熱経口ワクチンの散布に使用予定のヘリコプターを用いて、「CSF野生イノシシ経口ワクチン散布 空中散布の準備と実施の手引き(令和2年7月9日、消費安全局)」に則った方法で模擬経口ワクチンの試験散布を行い、安全かつ的確な散布が可能であることを確認済みであること。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和7年 9月9日(火)
イ 実施内容等に関する質問書受付期限	令和7年 9月12日(金)
ウ 質問に対する回答	令和7年 9月17日(水)
エ 参加表明書の提出期限	令和7年 9月18日(木)[必着]
オ 企画提案書等の提出期限	令和7年 9月29日(月)[必着]
カ プロポーザル審査会(プレゼンテーション)	令和7年10月3日(金)(予定)
キ 審査結果の通知・公表	令和7年10月中旬を予定

(2) 募集要領等の配布

- ア 配布期間: 令和7年9月9日(火)～令和7年9月18日(木)
- イ 配布場所: 上記2(5)の担当所属で配布するほか、栃木県ホームページからダウンロードできる。
URL: <https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>

(3) 質疑・回答

- プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書(別記様式5)により電子メール又はFAXにより提出すること。
- ア 受付期間: 公募開始日～令和7年9月12日(金) 12時必着
 - イ 質疑方法: 電子メール又はFAXにより、2(5)宛て提出すること。

ウ 回答期日：令和 7 年 9 月 17 日（水）

エ 回答方法：回答は栃木県ホームページ（４（２）イの URL）に掲載する。

※FAX の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

（４）参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別記様式 2）、会社等概要書（別記様式 3）、統括責任者及び担当者報告書（別記様式 4）を作成し、持参又は書留郵便により提出することとし、令和 7 年 9 月 18 日（木）17 時必着とする。

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和 7 年 9 月 26 日（金）17 時までに辞退届（様式任意）を提出すること。

（５）企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～キに基づいて企画提案書を作成し、持参又は郵送により提出すること。

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア 提出書類は以下のとおりとする。

（ア）応募申請書（別記様式 6）

（イ）企画提案書（任意様式）

（ウ）積算書（任意様式）

（エ）その他の参考資料

イ 提出部数 各 7 部（正本 1 部、副本 6 部）

なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

ウ 提出期限 令和 7 年 9 月 29 日（月）17 時必着とする。

エ 提出方法 持参又は書留郵便により提出すること。

オ 企画提案書の用紙は、原則として A4 版用紙を使用することとし、A3 版用紙を使用する場合には、A4 版サイズに折り込むこと。枚数に制限はないが、カラー印刷とすること。

カ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

（ア）企画提案内容（目的、散布方法、訴求ポイント等）

（イ）実施計画及び全体のスケジュール

（ウ）業務遂行人員体制

（エ）類似事業の業務実績

（オ）見積額

キ その他

（ア）企画提案書は 1 者 1 提案とする。

（イ）提出の際に、栃木県豚熱感染拡大防止対策協議会長宛ての見積書の正本 1 部を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区分する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

（ウ）応募申請書提出期限経過後の書類の差し替えは認めない。

（エ）応募に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(オ) 応募申請書等の書類は、栃木県情報公開条例（平成 11 年栃木県条例第 32 号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

5 審査方法等

(1) 審査方法

企画提案書は、栃木県豚熱感染拡大防止対策協議会が設置する選定委員会において、企画提案者によるプレゼンテーションを実施した上で、審査基準に基づき総合的に審査する。プレゼンテーションの開催日時、場所及び実施方法等については、別途通知するものとする。

(2) 審査基準及び契約候補者の選定

別添「令和 7 年度豚熱経口ワクチン空中散布業務委託プロポーザル審査要領」のとおり。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、審査後すべての参加者宛て通知するとともに、選定された者の名称等を栃木県ウェブサイトに掲載する。

6 契約に関する事項

(1) 契約候補者と栃木県豚熱感染拡大防止対策協議会の間で、委託内容、経費等について契約の交渉を行い、協議が調った後、改めて契約候補者から見積書を徴収し、栃木県財務規則等の関係法令等の規定に基づき、委託契約を締結する。

(2) 契約候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

(3) 契約締結の協議においては、企画提案書の内容をもとに、業務の履行に必要な具体的条件等の協議や調整を行うが、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案内容や金額等を変更する場合もある。

(4) 契約締結の協議が整わなかった場合には、審査結果の上位の者から順に契約締結の協議を行う。

(5) 契約書の作成に必要な経費は、すべて受託者の負担とする。

(6) 業務委託料の支払いについては、業務完了後の精算払とする。

7 その他

(1) 事業の成果は全て栃木県豚熱感染拡大防止対策協議会（栃木県）に帰属する。

(2) 応募に必要な経費は、応募者の負担とする。

(3) 提出された書類は返還しない。